第五十一条　個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四款　審査請求（第百四条―第百六条）」を「第四款　審査請求（第百四条―第百七条）　第五款　条例との関係（第百八条）」に、「第百七条―第百二十一条」を「第百九条―第百二十三条」に、「第百二十二条―第百二十六条」を「第百二十四条―第百二十九条」に、「第百二十七条―第百四十二条」を「第百三十条―第百四十五条」に、「第百四十三条―第百四十九条」を「第百四十六条―第百五十二条」に、「第百五十条―第百五十二条」を「第百五十三条―第百五十五条」に、「第百五十三条―第百五十七条」を「第百五十六条―第百六十条」に、「第百五十八条―第百六十一条」を「第百六十一条―第百六十四条」に、「第百六十二条―第百六十五条」を「第百六十五条―第百七十条」に、「第百六十六条―第百七十条」を「第百七十一条―第百七十五条」に、「第百七十一条―第百八十条」を「第百七十六条―第百八十五条」に改める。

第二条第十一項第二号中「第七十八条第七号イ及びロ、第八十九条第三項から第五項まで、第百十七条第三項から第五項まで並びに第百二十三条第二項」を「第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第百十九条第五項から第七項まで並びに第百二十五条第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）

第二条第十一項に次の一号を加える。

四　地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第百十九条第八項から第十項まで並びに第百二十五条第二項において同じ。）

第四条中「国の機関」の下に「、地方公共団体の機関」を、「独立行政法人等」の下に「、地方独立行政法人」を加える。

第五条中「のっとり」の下に「、国の施策との整合性に配慮しつつ」を、「応じて、」の下に「地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による」を加える。

第九条中「提供、」の下に「地方公共団体又は」を加える。

第十一条に次の一項を加える。

2　国は、第五章に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第十二条の見出し中「地方公共団体等」を「地方公共団体の機関等」に改め、同条第一項中「保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その」を「機関が」に、「ことに努めなければならない」を「ものとする」に改め、同条第二項中「、その性格及び業務内容に応じ」を削り、「ことに努めなければならない」を「ものとする」に改める。

第十八条第三項第一号中「法令」の下に「（条例を含む。以下この章において同じ。）」を加える。

第四十五条中「第百十四条第一項」を「第百十六条第一項」に改める。

第四十八条第二号及び第三号ロ中「第百五十二条第一項」を「第百五十五条第一項」に改める。

第五十条第一項中「第百五十二条第一項第五号」を「第百五十五条第一項第五号」に改める。

第五十八条第一項中「別表第二に掲げる法人」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　別表第二に掲げる法人

二　地方独立行政法人のうち地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするもの

第五十八条第二項中「独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。第六十六条第二項第三号並びに第百二十三条第一項及び第三項において同じ。）の運営の」を「次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　地方公共団体の機関　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第二項に規定する診療所並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の運営

二　独立行政法人労働者健康安全機構　病院の運営

第六十条第一項中「にあっては」を「及び地方独立行政法人にあっては」に改め、同項ただし書中「又は法人文書」を「、法人文書」に改め、「）」をいう。）」の下に「又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）」を加え、同条第三項中「含む。）又は」を「含む。以下この項において同じ。）」に、「含む。）が」を「含む。）又は地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が」に改め、同項第二号中「行政機関の長又は」を「行政機関の長」に、「に対し」を「、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し」に、「行政機関情報公開法第三条又は」を「行政機関情報公開法第三条」に、「の規定による」を「又は情報公開条例の規定による」に改め、同号ロ中「第二項又は」を「第二項」に、「の規定」を「又は情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定」に改め、同項第三号中「第百十四条第一項」を「第百十六条第一項」に改める。

第六十条に次の一項を加える。

5　この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第六十一条第一項中「法令」の下に「（条例を含む。）」を、第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）」を加える。

第六十三条中「第百六十九条」を「第百七十四条」に、「及び独立行政法人等」を「、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人」に改める。

第六十六条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「独立行政法人労働者健康安全機構」を「第五十八条第二項各号に掲げる者」に、「病院の運営の」を「同項各号に定める」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「別表第二に掲げる法人」を「第五十八条第一項各号に掲げる者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

第六十七条中「第百七十一条」を「第百七十六条」に改める。

第六十八条第二項第二号中「第七十八条各号」を「第七十八条第一項各号」に改める。

第六十九条第二項第三号中「地方公共団体」を「地方公共団体の機関」に改める。

第七十三条第一項中「第百二十六条」を「第百二十八条」に改める。

第七十五条に次の二項を加える。